

## 第2回部会における委員からの意見及びその対応

## 1. 第2章 温室効果ガスの削減

意見1 中小規模事業者においても脱炭素への関心が高まってきていることから、中小規模事業者に対する取組についても計画に取り入れていただきたい。

(対応) P30の「県内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進」に、中小規模事業者への支援に関する記述を追加しました。

意見2 県の未利用地に企業が太陽光発電設備を設置し、環境価値分だけ所有すれば産業部門の排出量削減ができるのではないかと。

(対応) P37の「再生可能エネルギーの導入促進」に、PPAモデル等を活用した未利用地への再生可能エネルギーの導入に関する記述を追加しました。

意見3 電気自動車に関して、充電設備の利用に必要な基本料金への補助制度があると良いのではないかと。

(対応) 国の支援制度の紹介等により充電設備の充実や利便性の充実を図っていきたいと考えます。

意見4 全てのガソリン車が電気自動車に置き換わったとしても、充電するための電気を全て再生可能エネルギーで賄うことはできないと考えている。行き過ぎた車社会になっていないかという視点も必要ではないかと。

(対応) 「みえエコ通勤デー」(毎週水曜日)等の取組により、バス等の公共交通機関による通勤への転換を促すとともに、自転車の利用促進や公共交通の充実といった取組を進めています。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車等を活用した、走行時のCO<sub>2</sub>排出量がゼロのゼロカーボンドライブの取組を推進していきます。

意見5 運輸、物流における水素の利活用については、最初はフォークリフトなどで進んでいくのではないかと。いなべ市でも水素利用の取組を進めているので、そうした自治体等と連携すれば、削減の効果が見込めるのではないかと。

(対応) 現在、三重県では、16市町が2050年度までのゼロカーボンシティ宣言を行っています。県では、市町への個別訪問のほか、県、市町等で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を通して情報共有や意見交換等を行い、引き続き連携して温室効果ガス削減に取り組んでいきます。

意見6 温室効果ガス排出削減に対する県民の意識が高まるようにしていただきたい。

(対応) 三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携したイベントや出前講座等により県民の環境意識の向上を図るほか、三重県環境学習情報センターにおいて環境教育・環境学習の場を提供します。また、今回の計画改定において、三重県気候変動適応センターを核とした情報収集と普及啓発を新たに位置付け、知見の充実を図るとともに、県民の皆様や事業者等へわかりやすく情報を提供していきます。

こうした取組により、県民の皆さんの「適応」の理解を深め、温室効果ガスの削減への意識の高揚につながるよう、総合的に地球温暖化対策をしっかりと進めてまいります。

意見7 不便を不便と感じなくなるような県民の意識づくりをしてほしい。

(対応) 上記の取組により進めていきます。

意見8 「低炭素なまちづくり」には、再生可能エネルギーの導入も含まれていると思うので、「再生可能エネルギーの導入促進」と削減効果がダブルカウントにならないよう注意いただきたい。

(対応) 「低炭素なまちづくり」は、「市町における脱炭素への取組の促進」に表現を改めます。なお、「市町における脱炭素への取組の促進」は、区域における実行計画を策定する県内市町が増加することで、三重県における温室効果ガス削減に向けた取組が強化される効果を見込んでおり、三重県新エネルギービジョンに基づく「再生可能エネルギーの導入促進」には含まれません。

意見9 吸収量については、間伐など適切な管理を施すことにより、成長量つまり吸収量を増やすことができるのではないかと。県が補助金等により後押しすべきではないかと。

(対応) 県では、環境林や生産林など、森林の区分に応じて国の補助制度等を活用しながら、さまざまな森林整備や森林管理を推進しています。

意見10 吸収量の計算方法について、樹種、樹齢毎の堆積等のデータの5年間の差から成長量を算定し、吸収量を算定していると思うが、枯死や間伐等による本数の減少などの要素は反映されているのか。反映されていないのであれば、吸収量が過大に算定されていないか確認いただきたい。

(対応) 森林吸収源対策による吸収量の算定においては、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月）に基づく算定を行っており、成長による吸収のみでなく伐採や枯死による排出も加味した正味の吸収量を算定しています。

意見 11 森林信託など、ファンドとして森林の価値を買ってもらうことで、もう少し吸収源を生み出せるのではないかと考えており、金融機関がその役割を担うのではないかと考えている。また、中小企業においては、金融機関等の協力を得てCO<sub>2</sub>排出量の見える化等に取り組むことで温室効果ガス削減への取組が進むのではないかと。

(対応) 金融機関や関係部局より情報収集を行い、取組の可能性について検討していきたいと考えます。

## 2. 第3章 気候変動への適応

意見 12 何も対応しないと、この先どうなってしまうのかなど、普及啓発が極めて重要である。普及啓発の方法を工夫していただきたい。

(対応) P68の「適応策の推進に関する基盤的施策」に、普及啓発に関する記述を追加しました。

## 3. 第4章 三重県庁の取組

意見 13 ため池や駐車場のソーラーカーポートといった取組も考えられる。また、グリーンボンドの活用も考えられるのではないかと。

(対応) 現在、庁舎等の駐車場を利用したソーラーカーポートの導入可能性について検討しており、これまでのような施設屋上への太陽光発電設備の設置以外の方法について検討を進めています。また、三重県では昨年度に引き続き本年度もグリーンボンドを発行しており、再生可能エネルギーの導入等において、こうした制度の活用についても検討します。

意見 14 これまでFIT制度で売電してきた電力を地域内に呼び戻すのは県しかできないと考えている。地域の電力を県有施設で使用するという取組があっても良いのではないかと。また、県で発電した電力を、県有施設で使わない時間は地域に還元するなどの方法も考えられるのではないかと。県庁だけの取組でなく県域全体の温室効果ガスを削減する効果という視点を取り入れても良いと考える。

(対応) PPAモデル等を活用した再生可能エネルギーの導入を進めていく中で、ご指摘のように県で発電した電力の余剰分の有効活用について検討していきたいと考えます。また、地域の脱炭素化に意欲的な事業者、地域住民、市町等と連携して地域脱炭素先行地域づくりにつながるビジョンの策定に取り組む中で、これまでFIT制度で売電してきた地域の電力の活用について検討したいと考えます。